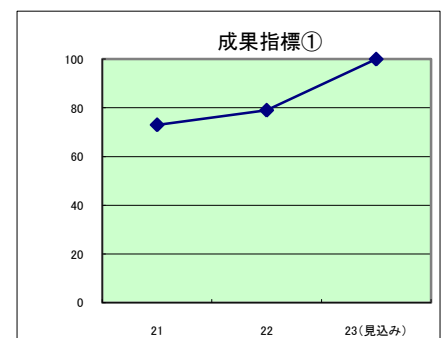
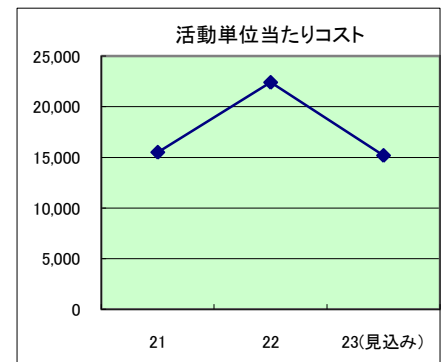


事務事業名	保護司会助成事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち	款	3	民生費
	施策(節)	2	地域福祉	項	1	社会福祉費
	施策の方向	(2)	地域における福祉サービスの適切な利用の促進	目	2	社会福祉事業費
				事業	5	社会福祉対策
関連する計画等			作成部署	保健福祉部福祉総務課		
事業の目的	対象(誰を・何を)		連絡先	072-958-1111 内線 1121		
事業の内容	南河内地区保護司会					
	意図(どういう状態にしたいのか)					
	組織の活性化を図る。					
南河内地区(羽曳野・藤井寺)内の犯罪予防・更生保護事業を実施する南河内地区保護司会への助成事業。						
根拠法令等	南河内地区保護司会助成金交付要綱					
事業開始時期	☒ 昭和 61 年開始 ☐ 明確にはわからない ☐ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている 終了年度 平成 年度					
事業開始時からの状況変化	平成17年度より一人当たりの助成金を10%カットしている。					
市民や議会の要望	団体からは、補助金の継続を求める意見が出ている。					
実施手法	☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☒ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先	☐ 市外郭団体委託 名称()		委託内容			
	☐ 民間委託 ☐ その他					

区 分		21年度	22年度	23年度	
		(実績)	(実績)	(見込み)	
事業費【1】 (千円)		346	335	357	
人件費【2】 (千円)		150	360	144	
職員数	正規職員	0.02 人	0.05 人	0.02 人	
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間	
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		496	695	501	
財源内訳	国費 (千円)				
	府費 (千円)				
	市債 (千円)				
	その他 (手数料・使用料等) (千円)				
	一般財源 (千円)	496	695	501	
活動指標(事業の活動実績)【B】		単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
① (羽曳野市) 会員数		人	32	31	33
②					
③					
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)		15,500 円	22,419 円	15,182 円	
市民1人当たりコスト(【A】／人口)		4 円	6 円	4 円	



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	総会出席率	%	藤井寺・羽曳野双方の総会への出席率である。	目標	100	100	達成率(%)	100
		(式) 総会出席者数÷会員数×100			実績	73	79	79.0%	
	②	(式)			目標			達成率(%)	

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	犯罪の予防と更生保護のための活動をしているため、公益性は高く、団体への補助は必要である。

分析・評価

視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	社会公益活動として、認知されており、犯罪の予防と更生保護のためには欠かせない、必要な事業である。
	市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
	社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
	他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
	国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
	事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
	緊急性が認められる	☐	☒	☐	
効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	助成額については、平成17年度に見直しをして、必要最小限の金額で効率的な会の運営が行われている。
	受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
	人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
	事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
	簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
	市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
	民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☐	☐	☒	
有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	更生保護という事業目的は明確である。
	上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
	成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
	市民の視点にたつてサービスが提供されている	☐	☐	☒	
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	保護司会総会へは、概ね8割の出席率が確保されている。
	成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
	成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当 部局 評価	総合評価														
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了														
	評価の理由														
	犯罪の予防と犯罪を犯した者の更生保護のため、法務大臣の委嘱を受ける保護司の果たす役割は地域社会の中でも困難でその存在意義は非常に大きいものがある考えられる。 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)														
	地域社会での保護司の役割は今後とももっと重要なものとなると思われるが、その担い手の育成等にも努力が必要である。本事業は保護司法に基づく事業でありこれからも引き続き助成は続けていく。														
行 革 本 部 評 価	総合評価										評価理由・意見				
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了														